

水銀使用廃製品適正回収事業の概要

必要性及び目的

- 平成25年10月に採択・署名された「水銀に関する水俣条約」、平成27年6月に公布された「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」により、水銀の環境中への排出を抑制するため、水銀使用廃製品の適正回収・処理が求められている。
- また、同月に公布された「大気汚染防止法の一部を改正する法律」により、清掃工場の排ガスにおける水銀排出濃度規制基準が設定される予定。



- 家庭から排出される水銀使用廃製品を適正に回収・処理（リサイクル）することにより、水銀による環境の汚染を防止し、市民の健康の保護及び生活環境の保全に資するとともに、リサイクルを推進する。

事業内容

- 家庭から排出される蛍光管、乾電池、水銀体温計等の水銀使用廃製品について、国のガイドラインに基づき、分別回収（拠点回収）・適正処理（水銀回収・リサイクル）を行う。

◆対象品目

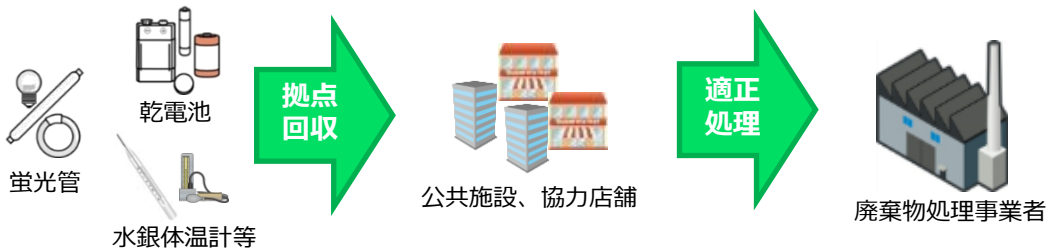
- ・ 蛍光管（蛍光管型LED、ハロゲンランプを除く）
- ・ 乾電池（充電式電池を除く）
- ・ 水銀式の体温計、温度計及び血圧計

◆回収方法

- ・ 公共施設及び協力店舗での拠点（ボックス）回収を行う。
（現在実施している、不燃小物類としての収集は終了）

◆処理

- ・ 国のガイドラインに基づき適正に処理可能な廃棄物処理事業者で処理（リサイクル）を行う。



期待される効果

- 【環境中への水銀の排出の抑制】⇒市民の健康の保護及び生活環境の保全
- 【清掃工場への水銀混入リスクの回避】⇒ごみの安全・安心で安定的な処理の継続実施

想定スケジュール

- 平成29年10月 分別（拠点）回収の開始